

足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁）の趣旨を踏まえ、足立区（以下「区」という。）の事務事業及び区から受託、請負等をした事務事業の執行に関して、職員等が行う内部通報について、必要な事項を定めることにより、内部通報を行った者の保護を図るとともに、違法行為等の是正等を通じて、職務に係る法令遵守を確立し、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

2 内部通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるもののほかは、本要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 区の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号及び第3号に掲げる職にある職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員又は通報の日前1年以内に職員であつた者

イ 区立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び区に勤務する他自治体が給与等を負担する職員又は通報の日前1年以内にこれらの職員であつた者

ウ 区が労働者派遣の役務の提供を受ける場合における当該派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であつた者

エ 事業者が区との請負契約その他の契約に基づいて行う事業（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う区の施設の管理業務を含む。）の場合において、当該事業に従事する労働者又は通報の日前1年以内に当該事業に従事していた労働者

オ エに規定する場合において、当該事業に従事する事業者の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。）

カ アからオまでに規定する者のほか、区の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者

- (3) 法令等 法令（告示を含む。）、条例、規則、規程及び要綱をいう。
- (4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (5) 内部公益通報 職員等が、役務提供先に当たる区に対して行う法第2条第3項第1号又は第2号に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関する通報をいう。
- (6) 内部通報 内部公益通報及び第8条第1項に規定する違法な事実に関する区への通報をいう。
- (7) 通報者 内部通報を行った職員等をいう。
- (8) 相談 内部通報に関する相談をいう。
- (9) 調査協力者 内部通報に関する調査に協力した者をいう。
- (10) 内部通報等 内部通報及び内部通報に関する相談並びに内部通報に該当すると思料される事案に関する報告及び当該事案に関する相談をいう。
- (11) 不利益な取扱い 懲戒処分、不利益な配置の変更等人事上若しくは処遇上の差別取扱い又は嫌がらせ等の事実上の行為をいう。
- (12) 公益監察員 次条第1項の規定により設置された者をいう。
- (13) 公益監察事務局 総務部ガバナンス担当部長（以下「ガバナンス担当部長」という。）及びコンプライアンス推進担当課をいう。
- (14) 職員の上司 職員の職制上の上司に当たる係長以上の職員をいう。

（公益監察員の設置）

第3条 区長は、職員等の内部通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、公益監察員委託契約（以下「委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。

2 各公益監察員は、職員の任命権者（以下「区長等」という。）及びその他の者から独立して職務を行うものとする。ただし、相互に協力することを妨げない。

（公益監察員の資格）

第4条 公益監察員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第7条に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）第4条に規定する欠格条項に該当する者
- (2) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者
- (3) 区長、副区長若しくは教育長又は国会議員、都議会議員若しくは区議会議員

の職にある者

(4) 前号の職にあった者

(5) 職員

(公益監察員の職務)

第5条 公益監察員は、次の職務に従事する。

(1) 内部通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。

(2) 不利益な取扱いの申出等の受付、調査、報告、勧告及び公表に関すること。

(3) 内部通報をしようとする職員等からの当該事案に係る違法性の有無等に関する事前相談に関すること。

(4) 処分又は勧告等をする権限を有する行政機関の教示に関すること。

(5) 公益監察事務局等に対する必要な助言及び公益監察事務局との連絡調整に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(公益監察事務局の役割等)

第6条 公益監察事務局は、公益監察員の指揮監督の下で、内部通報に関する相談、内部通報の受付等を行うとともに、当該内部通報に関する調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「内部通報対応業務」という。）に従事する。

2 公益監察事務局の責任者は、ガバナンス担当部長とする。

3 第1項の規定にかかわらず、公益監察事務局は、内部通報への対応に緊急を要する場合その他特別の事由がある場合は、公益監察員の意見を聴いた上で、ガバナンス担当部長又はコンプライアンス推進担当課長を当該調査に係る責任者（以下「通報調査責任者」という。）とし、自ら調査し、区長への報告等を行うことができる。

4 前項の規定による調査及び区長への報告等については、第18条から第20条まで及び第22条第3項から第7項までの規定を準用する。この場合において、第18条から第20条までの規定中「公益監察員」とあるのは「通報調査責任者」と、「調査結果報告書（第9号様式）」とあるのは「内部調査結果報告書（第17号様式）」と、第22条第3項から第7項までの規定中「調査責任者」とあるのは「通報調査責任者」と、「公益監察員及び公益監察事務局」とあるのは「公益監察員」と読み替えるものとする。

(内部通報対応業務従事者の指定)

第7条 区長は、法第11条第1項の公益通報対応業務従事者として、公益監察員、第19条第1項の補助員及び公益監察事務局の職員（以下「公益監察員等」という。）を指定する。

2 前項の公益監察員等に対しては、これらの職務に就いたときに法第12条の義務、法第21条の罰則及び本要綱に規定する遵守事項を明示した内部通報対応業務従事者指定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(内部通報の手続)

第8条 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、区の事務事業、区が出資する団体の出資目的に係る事務事業又は区から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「違法な事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、公益監察員又は公益監察事務局に通報することができる。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある行為（不作為を含む。次号において同じ。）

(2) 人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、通報する事項が人事上の処遇に関することに該当する場合は、通報をすることができない。

3 内部通報は、内部通報書（第1号様式）若しくは次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）（以下「内部通報書等」という。）を郵便、電子メール等により送付し、又は次に掲げる事項を面談その他の方法により知らせることにより行う。この場合において、通報の内容を裏付ける内部資料、関係者の供述等がある場合は、当該内部資料、関係者の供述等を合わせて提出するものとする。

(1) 通報者の氏名、住所又は居所及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレスをいう。）

(2) 違法な事実の内容

(3) 違法な事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(4) 違法な事実に対して法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと考える理由等

4 通報者は、匿名により内部通報をすることができる。この場合において、通報者は、区との間で適切に情報伝達ができる電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（以下「連絡先等」という。）を公益監察員又は公益監察事務局に知らせるものとする。

5 公益監察事務局は、通報者が書面、電子メール等による内部通報の到達を確認できない方法によって行われた場合は、当該内部通報が到達したことを確認後速やかに、それを受領した旨を通報者に対して通知するよう努めるものとする。ただし、連絡先等が明らかでない者又は通知を希望しない者（以下「連絡先等が明らかでない者等」という。）に対しては、この限りでない。

6 職員は、職員の上司に対しても、内部通報に該当すると思料される事案に関する報告又は相談を行うことができる。

7 職員等は、法第3条第2号又は第3号に該当する場合は、公益監察員、公益監察事務局及び職員の上司以外の者で是正のために相当と認められる者に対して通報することができる。

(内部通報に関する相談)

第8条の2 職員等は、内部通報に関することについて、公益監察員又は公益監察事務局に相談することができる。この場合において、当該公益監察員又は公益監察事務局は、内部通報に関することを相談した職員等（以下「相談者」という。）から内部通報書により内容を誠実に聴取して必要な助言及び情報提供を行う。

2 前項の規定による相談については、前条第4項及び第5項を準用する。この場合において、同条第4項及び第5項中「通報者」とあるのは「相談者」と、「内部通報」とあるのは「内部通報に関する相談」と読み替えるものとする。

(独立性の確保及び利益相反の排除)

第9条 区は、公益監察員等による内部通報対応業務に関して、区の幹部職員（区長、副区長、教育長及び地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）その他これらの者に準ずる者からの独立性を確保する措置を取らなければならない。

2 公益監察員及びガバナンス担当部長は、通報者又は被通報者と父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の親族関係にある者、調査の結果によって実質的に不利益を受ける者その他当該内部通報事案に係る者（以下「利益相反該当者」という。）を当該内部通報対応業務に関与させてはならない。

3 公益監察員及びガバナンス担当部長は、内部通報対応業務の各段階において、当該通報事案の利益相反該当者が関与することがないように確認するものとする。

(内部通報等に関する情報の守秘義務等)

第10条 公益監察員等並びに職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた当該職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管の部長又は課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）は、正当な理由がなく、これらの業務を通じて知り得た秘密（以下「内部通報等に関する秘密」という。）及び通報者等（通報者、相談者及び第8条第6項の規定による報告又は相談を行った者をいう。以下同じ。）を特定させる事項を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(内部通報等に関する情報の範囲外共有の防止)

第11条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、内部通報等に関する秘密及び通報者等を特定させる事項については、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員の範囲に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有してはならない。

(通報者等の探索の防止)

第12条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、匿名若しくは仮名と思われる通報又は連絡先が不明の場合等に、通報者等を特定した上でなければ必要性が高い調査が実施できない等やむを得ないときを除いて、通報者等を特定する行為（以下「探索」という。）を行ってはならない。

（秘密保持）

第13条 区、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、本要綱に定める場合のほか、法令等に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報についての秘密を保持しなければならない。

（不利益な取扱いの禁止等）

第14条 区は、職員に対して、内部通報等をしたこと、又は内部通報に関する調査に対する協力（以下「調査協力」という。）をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 内部通報等をしたこと、又は調査協力をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた職員は、その旨を公益監察員又は公益監察事務局に申し出ることができる。この場合において、当該職員が当該内部通報等を行った後、又は調査協力をした後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該内部通報等又は調査協力をしたことを理由としてなされたものと推定する。

（区長等及び区の幹部職員の内部通報事案への対応）

第14条の2 区長等及び区の幹部職員による第8条に規定する内部通報及び内部通報に該当すると思料する事案に関する報告等への対応については、第10条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第10条中「公益監察員等並びに職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた当該職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管の部長又は課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）」とあるのは「区長等及び区の幹部職員」と、第11条及び第12条中「公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員」とあるのは「区長等及び区の幹部職員」と、第13条中「区、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員」とあるのは「区長等及び区の幹部職員」と読み替えるものとする。

（損害賠償の制限）

第15条 区は、法第7条の規定により、内部通報によって損害を受けたことを理由として、当該内部通報をした通報者に対して、損害賠償を請求しないものとする。

（公益監察員の除斥）

第16条 公益監察員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。

2 前項に該当する場合には、公益監察員は、その旨を内部通報を行う職員等又は通報者に説明したうえ、他の公益監察員に当該事案を移送する。

(公益監察員等における内部通報の受付)

第17条 公益監察員又は公益監察事務局は、内部通報があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の把握に努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、内部通報を行う職員等に理由を説明して、公益監察員においては受付を、公益監察事務局においては受付又は受理をしないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的であることが明らかな場合

(2) 違法な事実でないことが明らかな場合

(3) 内部通報を行う職員等に内部通報の内容について説明を求めても、当該内部通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず、その結果、調査ができない場合

(4) 解決済みの案件等に関する通報である場合

3 公益監察員は、内部通報を受けたときは、通報受付通知書(第4号様式)に受理又は不受理等に関する意見を付して公益監察事務局に通知する。

4 公益監察事務局は、内部通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは、直ちにその概要(当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させるものを除く。)及び当該内部通報に係る対応についての方針を区長に報告しなければならない。ただし、区長に関係するおそれがある事案については、副区長に報告するものとする。

5 公益監察事務局は、内部通報の受理又は不受理の決定を行うにあたり、当該内部通報の内容が具体性を欠く場合、法令等の根拠が不明確である場合その他必要と認められる場合は、公益監察員の意見を聴いた上で、予備的な調査を行うことができる。

6 公益通報事務局は、内部通報の受理又は不受理の決定後、その結果を速やかに区長(区長に関係するおそれがある事案にあつては、副区長)に報告し、通報者(連絡先等が明らかでない者等を除く。)及び公益監察員に対し内部通報取扱等決定通知書(第5号様式及び第6号様式)により通知しなければならない。

7 公益監察事務局は、内部通報の内容が足立区外部公益通報等の手続に関する要綱(17足総総発第2801号 平成18年3月28日 区長決定)第5条の規定に該当する場合は、当該通報を外部通報として受付をし、処理しなければならない。

8 公益監察事務局及び公益監察員は、区が処分(被通報者に関する懲戒処分その他の措置を含む。以下同じ。)又は勧告等(行政指導を含む。以下同じ。)をする権限を有しない通報がなされたときは、通報者に対して、これらの権限を有する行政機関等(以下「権限を有する行政機関等」という。)を教示しなければならない。

(内部通報の調査)

第18条 公益監察員は受理を決定した内部通報について、正当な理由がある場合を除いて、直ちに調査を開始しなければならない。

- 2 前項の調査にあたっては、職員等はこれに協力しなければならない。
- 3 公益監察員は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、内部通報を受理した日から20日以内に通報者（連絡先等が明らかでない者等を除く。）に対し調査対応等通知書（第7号様式）により通知しなければならない。
- 4 公益監察員は、前項の規定により通知したときは、区長にその旨を調査対応等報告書（第8号様式）により報告しなければならない。ただし、区長に関係するおそれがある事案については、この限りでない。
- 5 公益監察員は、調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。次条第1項の規定により内部通報に係る調査等の事務を補助させる場合も同様とする。
- 6 第2項の規定により調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知り、又は知り得た事実を漏らしてはならない。
- 7 公益監察員は、第1項の調査に当たって必要と認めるときは、庁内関係所管又は区の事務事業等の執行に関係を有する者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 8 公益監察員は、第1項の調査に当たり、当事者から聴取を行わなければならない。ただし、聴取をすることで犯罪行為等の証拠が隠滅されるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 9 調査により区が処分又は勧告等をする権限を有しないことが判明したときは、前条第8項の規定を準用する。

（調査の補助）

第19条 公益監察員は、内部通報に係る調査等の事務を公益監察事務局の職員又は区長が別に定める要領により認めた者（以下「補助員」という。）に補助させることができる。

- 2 公益監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう公益監察事務局の職員及び補助員（以下「公益監察事務局の職員等」という。）を指揮監督しなければならない。
- 3 公益監察事務局の職員等は、公益監察員の事務を補助したことに关して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 公益監察事務局の職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。

（調査結果の報告）

第20条 公益監察員は、内部通報に係る調査の結果、当該内部通報に係る職員又は事務事業に関し、違法な事実が存在すると認めるときは、是正措置等についての意見を付して、その内容を証する資料とともに、調査結果報告書（第9号様式）により区長に報告しなければならない。

- 2 公益監察員は、内部通報に係る調査の結果、当該内部通報に係る職員又は事務事業に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときも、前項と同様とする。この場合において、再発防止等のために必要と認めるときは、是正措置等の意見を付すことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、通報者の氏名及び通報者を特定させる情報については、報告しない。ただし、特に必要があると認める場合であって、あらかじめ通報者の同意を得たとき又は通報者から特に依頼があったときは、この限りでない。
- 4 公益監察員は、調査の結果を通報者（連絡先等が明らかでない者等を除く。）に調査結果通知書（第10号様式）により通知しなければならない。
- 5 公益監察事務局は、第1項及び第2項の調査結果報告書に是正措置等に関する意見が付されているときは、当該是正措置等の対象となる事案を所管する部長に対して、通報者を特定する情報その他開示することが不適切な情報を除いた調査結果及び当該是正措置等の意見を是正措置等対応依頼書（第18号様式）により通知して、対応を求めるものとする。この場合において、是正措置等の実効性を確保するためその他必要と認めるときは、関係する職員に対して調査結果等を説明することができるものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた部長は、第25条第1項の規定による必要な事実確認等を行った上で、その対応方針について、是正措置等対応報告書（第19号様式）により公益監察事務局に報告しなければならない。
- 7 公益監察事務局は、第2項本文に規定する場合においても、必要と認めるときは、関係する職員に対して調査結果を説明できるものとする。

（職員の上司に対する内部通報該当事案の報告等）

- 第21条 職員は、第8条第6項の規定により、内部通報に該当すると思料される事案について職員の上司に報告するときは、内部通報書等及びできる限り当該報告の内容を裏付ける資料（以下「関係資料」という。）により行うものとする。
- 2 職員の上司は、前項の報告を受けた場合には、誠実にその内容を聴取する。
 - 3 職員の上司は、第1項の報告を受けた場合は、速やかに当該職員とともに当該報告を所管する課長又は部長（以下「所管部課長」という。）に対して、報告内容を説明するものとする。ただし、当該所管部課長が当該報告内容に関係するおそれがあるとき、当該報告が秘密保持の必要性が高いときその他説明することが適切でない場合は、内部通報書等及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報するとともに、報告をした職員にその旨を知らせなければならない。
 - 4 第1項の規定による報告を受けた職員の上司及び前項の説明を受けた所管部課長は、内部通報等に関する秘密及び当該報告を行った職員を特定する情報を第三者に漏えいしてはならず、又は当該報告の内容についてみだりに第三者に共有してはならない。

- 5 第1項の報告又は第3項の説明を受けた所管部課長は、速やかにその概要等を内部通報等報告書（第11号様式）により区長、副区長（教育委員会の職務権限に属する事項に関する通報については、教育長を含む。）及び公益監察事務局に報告するとともに、公益監察事務局に内部通報書等及び関係資料を提出しなければならない。ただし、報告を受ける者のうち、いずれかの者が関係するおそれがある場合その他報告することが適切でない場合は、内部通報書等及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報し、その旨を当該報告をした職員に知らせるものとする。
- 6 前項の規定により内部通報等報告書、内部通報書等及び関係資料等の提出を受けた公益監察事務局は、当該資料等の写しを直ちに公益監察員に送付し、今後の調査等に関して意見を求めなければならない。この場合において、公益監察員は区長に対し内部通報等調査意見書（第12号様式）により意見を述べるものとする。
- 7 区長は、第5項の規定による報告を受けた場合は、前項の規定による公益監察員の意見を聴いたうえで、調査の可否を決定しなければならない。この場合において、調査を行うときは、調査方法に関して、事案の内容、利益相反の排除等について十分考慮した上で、公益監察員における調査、権限を有する行政機関等への事案の移送又は所管部課長その他の管理職員（地方公務員法第28条の2に規定する管理監督職をいう。）を責任者とする調査（以下「内部調査」という。）のいずれかを決定しなければならない。
- 8 公益監察事務局は、前項の規定による決定を所管部課長及び公益監察員に内部通報等調査等通知書（第13号様式）により通知する。
- 9 所管部課長は、第1項の報告を受けた日から起算して30日以内に内部通報等調査等通知書の写しを当該報告をした職員に交付するものとする。
- 10 第1項の報告をした職員は、前項の規定において所管部課長から調査を行わないと知らされたとき、又は報告をした日から起算して30日を経過しても前項の規定による交付を受けないときは、その経過を記載したものを付して内部通報書等及び関係資料により、公益監察員又は公益監察事務局に内部通報することができる。
- 11 職員は第2条第2号イからカまでのいずれかに該当する者から内部通報に該当する事案の報告等を受けたときは、通報又は相談先として公益監察事務局を教示するものとする。

（内部調査の方法等）

第22条 区は、前条第7項に規定する内部調査の実施に当たっては、区の幹部職員その他これらの者に準ずる者からの独立性を確保する措置を取らなければならない。

- 2 内部調査に当たっては、内部調査の責任者（以下「調査責任者」という。）は、第9条第2項及び第3項、第10条から第13条まで並びに第18条第1項、第2項、第5項、第6項から第9項まで及び第19条の規定を準用する。この場合において、第9条第2項及び第3項中「公益監察員及びガバナンス担当部長」とあるのは「調査

責任者」と、「通報者」とあるのは「報告をした職員」と、「被通報者」とあるのは「報告の対象となった職員」と、第10条中「公益監察員等並びに職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた当該職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管の部長又は課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）」とあるのは「調査責任者」と、第11条から第13条中「公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員」とあるのは「調査責任者」と、第18条第1項、第2項、第5項、第6項から第9項まで中「公益監察員」とあるのは「調査責任者」と、「受理を決定した内部通報」とあるのは「内部調査の実施が決定された内部通報」と、「通報者」とあるのは「報告をした職員」と、第19条中「公益監察員」とあるのは「調査責任者」と、「公益監察事務局の職員又は区長が別に定める要領により認めたる者（以下「補助員」という。）」、「公益監察事務局の職員及び補助員（以下「公益監察事務局の職員等」という。）」及び「公益監察事務局の職員等」とあるのは、「部下の職員」と読み替えるものとする。

- 3 調査責任者は、調査の開始に当たって、あらかじめ調査すべき事項並びに調査の方法、対象及び日程等について、調査事項等助言依頼書（第14号様式）により公益監察員及び公益監察事務局に説明し、助言を受けるものとする。
- 4 調査責任者は、調査の手續、法の見解その他必要な事項について、調査手續等助言依頼書（第15号様式）により公益監察員及び公益監察事務局に助言を求めることができる。
- 5 公益監察員及び公益監察事務局は、前2項の規定による助言を求められた場合は、当該調査責任者に対し、内部調査助言回答書（第16号様式）により回答するものとする。
- 6 調査責任者は、調査結果等を区長に報告するときは、あらかじめ公益監察事務局を通じて、公益監察員に当該調査結果等に関する意見を求めるものとする。この場合において、公益監察員は当該調査結果等に関する意見を公益監察事務局を通じて調査責任者に通知するものとする。
- 7 調査責任者は、内部調査結果報告書（第17号様式）に前項の公益監察員の意見を付して区長に報告しなければならない。
- 8 内部調査の報告については、第20条の規定を準用する。この場合において、「公益監察員」とあるのは「調査責任者」と、「調査結果報告書（第9号様式）」とあるのは「内部調査結果報告書（第17号様式）」と、「通報者」とあるのは「報告をした職員」と、「通報者（連絡先等が明らかでない者等を除く。）」とあるのは、「報告をした職員及び公益監察事務局」と読み替えるものとする。

（不利益な取扱いの申出等に関する調査等）

第23条 職員等は、通報等又は調査協力をしたことにより、不利益な取扱い、第10条、第11条又は第12条の規定に反して通報者等を特定させる情報の漏えい、通報

者等を特定させる情報の範囲外共有又は通報者等の探索が行われたときは、不利益な取扱い等の申出書（第20号様式）により公益監察員又は公益監察事務局に苦情の申出（以下「不利益な取扱いの申出等」という。）を行うことができる。

- 2 第17条の規定は、不利益な取扱いの申出等について準用する。この場合において、同条中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「内部通報を行う職員等」とあるのは「申出者」と、「通報受付通知書（第4号様式）」とあるのは「不利益な取扱いの申出等の受付通知書（第21号様式）」と、内部通報取扱等決定通知書（第5号様式及び第6号様式）」とあるのは「不利益取扱等決定通知書（第22号様式及び第23号様式）」と「読み替えるものとする。ただし、公益監察員等が当該苦情に係る行為に関与したおそれがある場合は、当該公益監察員等は、当該苦情申出に係る調査等に従事することができない。
- 3 前項に定める不利益な取扱いの申出等のうち、職員に対する懲戒処分その他の不利益な処分については特別区人事委員会に対する審査請求により、人事評価に関する不利益な取扱いについては人事評価（定期評価）実施要領に基づく人事当局への定期評価に係る苦情相談により、それぞれ対応するものとする。
- 4 前項の場合、公益監察事務局は、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱いの申出等を行ったことについて、不利益取扱申出通知書（第24号様式）により人事課長に通知するものとする。
- 5 不利益な取扱いの申出等のうち、給与等の勤務条件に関するものについては、特別区人事委員会に対する措置要求により対応するものとする。
- 6 第3項及び前項の結果について、人事課長は、不利益取扱申出手続結果通知書（第25号様式）により公益監察事務局を通じて公益監察員に通知しなければならない。
- 7 第18条及び第19条の規定は、不利益な取扱いの申出等に関する調査について準用する。この場合において、これらの規定中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「通報者」とあるのは「申出者」と、「調査対応等通知書（第7号様式）」とあるのは「不利益取扱調査等通知書（第26号様式）」と、「調査対応等報告書（第8号様式）」とあるのは「不利益取扱調査等報告書（第27号様式）」と読み替えるものとする。
- 8 公益監察員は、前項の規定により準用する第18条の規定による調査の結果、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱い等を受けたと認めるときは、不利益取扱等勧告書（第28号様式）により区長等に対し、当該不利益な取扱いの中止及びその他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（捜査当局による捜査等との関係）

第24条 内部通報が法第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合の捜査及び公訴については、本要綱の規定にかかわらず、刑事訴訟法の定めるところによるものとする。

(区長等が講じる措置)

第25条 区長は、第20条第1項又は第2項(第6条第4項及び第22条第8項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けたときは、速やかに当該調査の結果及び是正措置等の意見に関して必要な事実の確認を行うとともに、当該意見を尊重した上で、違法行為等を是正する措置又は違法行為等の再発を防止するために必要な措置等(以下「是正措置等」という。)を講じるものとする。

- 2 区長等は、職員が内部通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに是正措置等を講じるものとする。
- 3 区長等は、職員が自ら関与している違法な行為について内部通報をした場合には、当該職員の懲戒処分については、通常の処分より軽減することができる。
- 4 区長は、是正措置等を講じた場合は、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、是正措置等通知書(第29号様式及び第30号様式)により公益監察員及び通報者(連絡先等が明らかでない者等を除く。)に通知しなければならない。
- 5 区長は、是正措置等の実効性を確保するためその他必要と認めるときは、通報者を特定する情報その他公表することが不適切な情報を除いて、内部通報に係る調査結果等を公表することができる。
- 6 区長等は、第23条第8項の規定による勧告を受けたときは、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、是正措置等を講じるものとする。
- 7 区長等は、前項の規定による是正措置等を講じた場合は、その内容を不利益取扱等是正措置等通知書(第31号様式及び第32号様式)により公益監察員及び通報者に通知しなければならない。
- 8 区長は、内部通報にかかる事実がないことが判明した場合で、関係者の名誉が害されたと認めるときは、関係者の名誉を回復させるため必要な措置を講じるものとする。
- 9 第2項から前項(第6項を除く。)までの規定は、第22条第8項の規定に基づき区長が内部調査の調査結果について調査責任者から報告を受けたときに準用する。この場合において、「通報者」とあるのは「報告をした職員」と読み替えるものとする。

(公益監察員による公表等の措置)

第25条の2 公益監察員は、区長が正当な理由なく前条第1項に規定する是正措置等を講じないときは、これを自ら公表するなどの必要な措置をとることができる。

- 2 前項の規定は、公益監察員が第23条第8項の規定による勧告をしたにもかかわらず、区長等が正当な理由なくその勧告に従わなかったときも同様とする。

(是正措置等の確認等)

第26条 区長は、第25条第1項の是正措置等を行った後、当該是正措置等が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置

等をとらなければならない。

(委託契約の解除)

第27条 区長は、公益監察員が第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。

2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不相当と認められるとき。

3 公益監察員は、内部通報を受理した事案で、契約解除又は契約期間の満了時に調査が完了していないものについては、新たに委託契約を締結した者に当該調査関係の資料等を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料等の引渡しを受け、新たに委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。

(公益監察事務局の職員等の配置及び研修等の実施)

第28条 区長は、公益監察事務局の職員及び責任者（以下「公益監察事務局の責任者等」という。）に内部通報対応業務に必要な適性及び能力を有する職員を配置するよう努めるものとする。

2 区長は、職員等に対して、定期的な研修、説明会等の開催その他適切な方法により、法の各規定、本要綱に定める内部通報の受付窓口、内部通報対応体制等について、十分に教育及び周知を行うものとする。

3 区長は、公益監察事務局の職員及び調査責任者その他内部通報該当事案の報告及び相談を受ける上司の職員等に対して、内部通報者を特定させる事項の取扱いを含む内部通報等に関する知識及び技能の向上を図るため、定期的な教育及び研修等を行わなければならない。

(内部通報対応の評価及び運用状況の公表)

第29条 区長は、毎年度、内部通報対応の体制に関する公益監察員の意見を付して、内部通報の件数及び主な内容等の運用状況について、公表しなければならない。ただし、通報者が特定される情報を公表してはならない。

(運用上の注意)

第30条 この要綱の運用にあたっては、区長は、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

2 区長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

3 公益監察員は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。

(委託契約期間及びその特例)

第31条 委託契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。

2 前項ただし書に規定する場合であつて、内部通報事案の調査の適正を確保する必要があるときその他の理由により区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (17足総総発第2800号 平成18年3月28日区長決定)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。

付 則 (21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (21足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。

付 則 (28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定)

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

付 則 (30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、第5条第2項の削除規定及び第19条の追加規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (31足総コ発第108号 令和元年5月17日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (2足総コ発第289号 令和2年9月10日総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (4足総コ発第262号 令和4年8月5日区長決定)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第21条及び第22条の規定は、令和4年12月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる内部通報について適用し、

同日前に行われた内部通報についてはなお従前の例による。ただし、第 25 条及び第 31 条の規定は、決定の日から施行する。

付 則（5 足総コ発第 776 号 令和 6 年 3 月 18 日区長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。